

平成26年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	老人保護措置事業						担当部	健康福祉部							
	会計区分	一般会計			事業類型	法定受託系		担当課	地域福祉課							
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降		担当係	長寿福祉係							
	総合計画 分野別計画	主目的	2 保健・福祉		8 高齢者福祉		2 高齢者の在宅生活を支援します									
		副目的														
	予算区分	款	3		項	2		目	1		大	3		中	4	
	根拠法令・個別計画	老人福祉法第11条第1項、小牧市老人福祉法施行細則第4条、小牧市老人ホーム入所措置事務取扱要綱														
	目的 (対象をどのような状態にするのか)	虚弱高齢者等又はその家族の生活の安定を図る。														
	内容 (手段)	<p>老人福祉法第11条第1項に基づき、環境上・経済的理由などにより居宅での養護、または介護が困難な方に対して養護老人ホームなどへの入所措置を図ることにより、虚弱高齢者等又はその家族の生活の安定を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養護老人ホームへの入所 対象者：環境上・経済的理由により居宅での養護が困難な方。 ・特別養護老人ホームへの入所 対象者：虐待等やむを得ない理由により居宅での介護が困難な方。 入所相談、ケース記録の作成、入所準備及び依頼事務、措置費の支払い、歳末慰問、入所継続のための調整等。 <p>◆25年度直接経費の内訳 老人保護措置費 22,569千円 その他施設入所者見舞金等 64千円 (一般財源以外の財源) 老人福祉施設入所者等負担金 6,625千円</p> <p>◆26年度直接経費の内訳 老人保護措置費 26,000千円 施設入所者見舞金 100千円 (一般財源以外の財源) 老人福祉施設入所者等負担金 9,085千円</p>														
	受益者負担	有 小牧市老人福祉法施行規則等による入所負担金あり。														

		単位	H23決算額	H24決算額	H25決算額	H26予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	31,346	28,845	22,633	26,100	
		正職員	従事者数	人	0.30	0.30	0.30	0.30
			人件費	千円	1,578	1,578	1,578	1,578
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
		費用合計		千円	32,924	30,423	24,211	27,678
対前年比		%		92.4	79.5	114.3		
財源	一般財源	千円	24,152	22,671	17,586	18,593		
	国・県支出金	千円	0	0	0	0		
	その他財源	千円	8,772	7,752	6,625	9,085		

業 績	活動指標名		単位	H23	H24	H25	H26
	被措置者のべ人数	人	目標	—	—	—	—
			実績	23	22	20	
			目標				
			実績				
			目標				
			実績				
	成果指標名		単位	H23	H24	H25	H26
被措置者のべ人数	人	目標	—	—	—	—	
		実績	23	22	20		
		目標					
		実績					

事業の自己評価	平成25年度の実施結果	事業の達成状況	老人福祉法第11条第1項に基づき、環境上・経済的理由などにより居宅での養護、または介護が困難な方に対して養護老人ホームなどへの入所措置を図ることにより、虚弱高齢者等又はその家族の生活の安定が図れている。平成25年度は20人の措置を行った。			
		事業実施における課題	高齢化率の上昇に伴い、高齢者虐待や認知症件など困難事例が増加している。			
		事業を縮小・廃止したときの影響	高齢者虐待や認知症案件など困難事例において、施設入所の対応ができなくなり、虚弱高齢者等又はその家族の生活の安定が図れなくなる。			
	平成26年度の改善内容	26年度における事業の改善・見直し内容(新規追加事項、廃止・削減事項等)	高齢化率の上昇に伴い、高齢者虐待や認知症案件など困難事例も増加するので、引き続き適切に入所措置を行う。			
	平成27年度の事業の方向性	方向性の判定	維持	事業のボリュームを現状規模で維持すべきもの(対象や手段を見直す場合も含む)		
	判定理由	高齢者虐待などにより居宅での生活が困難な方に対して、高齢者虐待を解消する手段として入所措置を行うために必要であるため。				
	27年度以降の改善案	引き続き、措置を必要とする対象者に対し入所措置を行う。				

二次評価	方向性の判定	判定理由
	維持	一次評価のとおり。